

○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改 正 後				改 正 前			
別紙様式第一号（第1条関係） （日本工業規格A4） （第7面）				別紙様式第一号(第1条関係) （日本工業規格A4） （第7面）			
11 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所				11 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所			
（ふりがな） 商号、氏名又は名称		保有する議決権の数 割合	住 所	（ふりがな） 商号、氏名又は名称		保有する株式の数又は は出資の金額 割合	住 所
（記載上の注意） 1 （略） 2 「議決権」とは、第二十四条に規定する議決権をいう。 3 「割合」とは、保有する議決権の数の第二十四条に規定する総株主等の議決権の数に対する百分比をいう。 4 実質的に保有する議決権の数の多い順に記載すること。 5 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び婚族）に分割している場合は、合算した議決権の数を「保有する議決権の数」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。				（記載上の注意） 1 （略） （新設） 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総額又は出資の総額に対する百分比をいう。 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。			

6 (略)

別紙様式第三号 (第4条第1項第5号関係)

株主又は社員の名簿 (日本工業規格A4)

(A) 総株主等の 議決権の数	株(又は口) 千円		投資顧問業者と の関係
	(B) 保有する 議決権の数	割合(B/A)	
	株(又は口) 千円	%	

5 (略)

別紙様式第三号 (第4条第1項第5号関係)

株主又は社員の名簿 (日本工業規格A4)

(A) 発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額	株(又は口) 千円		投資顧問 業者との 関係
	(B) 保有する株式の 数又は出資の金額	割合(B/A)	
	株(又は口) 千円	%	

計	株(又は口) 千円	%	

(記載上の注意)

- 1 「総株主等の議決権」とは、第二十四条に規定する総株主等の議決権をいう。
- 2 「議決権」とは、第二十四条に規定する議決権をいう。
- 3 保有する議決権の数の多い順に10名（法人を含む。）について記載すること。
- 4 「投資顧問業者との関係」には、株式又は出資の議決権を保有する者が当該投資顧問業者の役職員又はその親族である場合に、その旨を記載すること。

計	株(又は口) 千円	%	

(記載上の注意)

(新設)

(新設)

- 1 保有する株式の数又は出資の金額の多い順に10名（法人を含む。）について記載すること。
- 2 「投資顧問業者との関係」には、株式又は出資を保有する者が当該投資顧問業者の役職員又はその親族である場合に、その旨を記載すること。

別紙様式第十号（第10条第2項関係）

（日本工業規格 A4）

（略）

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

（略）

1. （略）

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ （略）

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

（略）

ハ 振替国債の場合

<u>供託所名・供託番号</u>	<u>銘 柄</u>	<u>金 額</u>
		円

（記載上の注意）

1 振替国債とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の

別紙様式第十号（第10条第2項関係）

（日本工業規格 A4）

（略）

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

（略）

1. （略）

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ （略）

ロ 有価証券の場合

（略）

（新設）

規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる
国債をいう。

2. 金額欄には、振替口座簿に記載又は記録されている金額を記載
する。

3. (略)

4. (略)

別紙様式第十一号（第10条第2項関係）

(日本工業規格A4)

(略)

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

(略)

1. (略)

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ (略)

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

(略)

ハ 振替国債の場合

<u>供託所名・供託番号</u>	<u>銘 柄</u>	<u>金 額</u>
		円

3. (略)

4. (略)

別紙様式第十一号（第10条第2項関係）

(日本工業規格A4)

(略)

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

(略)

1. (略)

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ (略)

ロ 有価証券の場合

(略)

(新設)

（記載上の注意）

- 1 振替国債とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。
- 2 金額欄には、振替口座簿に記載又は記録されている金額を記載する。
3. （略）

3. （略）

別紙様式第十八号ニ（第27条第3項関係）

（日本工業規格A4）

株主構成

(A) <u>総株主等の議決権の数</u>	株		申請者との関係
氏名又は名称	(B) <u>保有する議決権の数</u>	割合 (B/A)	
	株		

別紙様式第十八号ニ（第27条第3項関係）

（日本工業規格A4）

株主構成

(A) <u>発行済株式の総数</u>	株		申請者との関係
氏名又は名称	(B) <u>保有する株式の数</u>	割合 (B/A)	
	株		

	株		
	株		
計	株	100%	

	株		
	株		
計	株	100%	

○ 前払保証金の規制等に関する法律施行規則（平成二十二年大蔵省令第百三十三号）

改 正 後	改 正 前												
別紙様式第 9 号の 3 （第17条第2項関係） (日本工業規格 A4) (略) 保全契約解除承認申請書 (略) 1. （略） 2. （略） 3. 現に供託している発行保証金の内容（供託所名 ） イ (略) ロ <u>振替国債以外の有価証券の場合</u> (略) ハ <u>振替国債の場合</u> <table><tr><th><u>供託番号</u></th><th><u>銘柄</u></th><th><u>金額</u></th></tr><tr><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (記載上の注意) 1 <u>振替国債とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の</u>	<u>供託番号</u>	<u>銘柄</u>	<u>金額</u>			円							別紙様式第 9 号の 3 （第17条第2項関係） (日本工業規格 A4) (略) 保全契約解除承認申請書 (略) 1. （略） 2. （略） 3. 現に供託している発行保証金の内容（供託所名 ） イ (略) ロ 有価証券の場合 (略) (新設)
<u>供託番号</u>	<u>銘柄</u>	<u>金額</u>											
		円											

規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる
国債をいう。

2 金額欄には、振替口座簿に記載又は記録されている金額を記載
する。

4. (略)
(記載上の注意)
(略)

別紙様式第 1 0 号 (第18条第1項関係)
(日本工業規格 A4)
(第 1 面)

(略)
発行保証金の供託等届出書
(略)

1. (略)
(記載上の注意)
(略)

(第 2 面)
2. 発行保証金の内容
(1) (略)
(2) 新たな供託 (供託所名)
イ. (略)

4. (略)
(記載上の注意)
(略)

別紙様式第 1 0 号 (第18条第1項関係)
(日本工業規格 A4)
(第 1 面)

(略)
発行保証金の供託等届出書
(略)

1. (略)
(記載上の注意)
(略)

(第 2 面)
2. 発行保証金の内容
(1) (略)
(2) 新たな供託 (供託所名)
イ. (略)

ロ. 振替国債以外の有価証券の場合

(略)

(記載上の注意)

(略)

ハ. 振替国債の場合

<u>供託番号</u>	<u>供託年月日</u>	<u>銘 柄</u>	<u>金 額</u>
			円

(記載上の注意)

1 振替国債とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

2 金額欄には、振替口座簿に記載又は記録されている金額を記載する。

(第3面)

(3) (略)

(4) 既存の供託（供託所名 ）

イ. (略)

ロ. 振替国債以外の有価証券の場合

ロ. 有価証券の場合

(略)

(記載上の注意)

(略)

(新設)

(第3面)

(3) (略)

(4) 既存の供託（供託所名 ）

イ. (略)

ロ. 有価証券の場合

(略)

ハ. 振替国債の場合

<u>供託番号</u>	<u>供託年月日</u>	<u>銘 柄</u>	<u>金 額</u>
			円

(記載上の注意)

- 1 振替国債とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。
- 2 金額欄には、振替口座簿に記載又は記録されている金額を記載する。

(略)

(新設)

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 後	改 正 前										
別紙様式第 2 4 号（第221条第 3 項関係）（日本工業規格 A 4） （第 1 面） （略） 保証金等内訳書 （略） 1. （略） （記載上の注意） （略） （第 2 面） 2. 届出後における保証金の内容 （1）供託物の内容 （供託所名 ） イ. （略） ロ. <u>振替国債以外の有価証券の場合</u> （略） ハ. <u>振替国債の場合</u> <table><tr><th>供託番号</th><th>銘 柄</th><th>金 額</th><th>満期償還日</th><th>新規・既存の別</th></tr><tr><td>年度国第 号</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr></table>	供託番号	銘 柄	金 額	満期償還日	新規・既存の別	年度国第 号		円			別紙様式第 2 4 号（第221条第 3 項関係）（日本工業規格 A 4） （第 1 面） （略） 保証金等内訳書 （略） 1. （略） （記載上の注意） （略） （第 2 面） 2. 届出後における保証金の内容 （1）供託物の内容 （供託所名 ） イ. （略） ロ. 有価証券の場合 （略） （新設）
供託番号	銘 柄	金 額	満期償還日	新規・既存の別							
年度国第 号		円									

(記載上の注意) 1 振替国債とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。 2 金額欄には、振替口座簿に記載又は記録されている金額を記載する。 (2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
---	--